

第 3 章 災害応急対策

第 1 節 方針 《消防局防災課》

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の発生を防ぎ、又は拡大防止に関して迅速かつ実効ある措置を期するために必要な諸対策について規定するものとし、その内容については、以下の各節に定めるところによる。

第 2 節 災害応急組織の編成・運用

市域における災害に関する情報の収集、警戒及び応急対策の実施に当たっては、本市の災害応急組織を編成して対処する。

第 1 本市の災害応急組織 《消防局防災課》

次の災害応急組織を全市単位又は区単位に編成する。

1 災害警戒本部

消防局長を本部長とし、市長事務部局のほか、行政委員会事務局等の通常の行政組織を基本として編成するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害の発生を警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行うために設置し、情報収集、警戒巡視、広報活動、関係機関への通報・連絡等を行う。

2 災害対策本部

市長を本部長とし、市長事務部局のほか、行政委員会事務局等の通常の行政組織を基本として編成するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害に対処するために設置し、水防活動、人命救助その他の災害応急活動を行う。

第 2 勤務時間外における初動体制の確保 《各局等、各区、消防局防災課》

1 消防局危機管理部の連絡体制

消防局長は、勤務時間外(広島市の執務時間に関する規則(平成 3 年 10 月 8 日規則第 74 号)で規定する時間以外の時間)の初動体制を強化するため、消防局危機管理当番を設けて、毎日 2 名 1 組の職員を指名する。

指名された職員は、その勤務時間外においては、消防局通信指令室等から気象及び災害に関する情報を受けた場合は、直ちに登庁し、その情報の収集等を行い、消防局長へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。

2 各局・区等の連絡体制

各局・区長等は、必要に応じて情報収集等の初動対応を行う職員をあらかじめ指名することができる。

指名された職員は、消防局通信指令室等から気象及び災害に関する情報を受けた場合は、必要に応じて登庁し、その情報の収集等を行い、各局・区長等へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。

第 3 災害警戒本部 《消防局防災課》

1 設置及び廃止

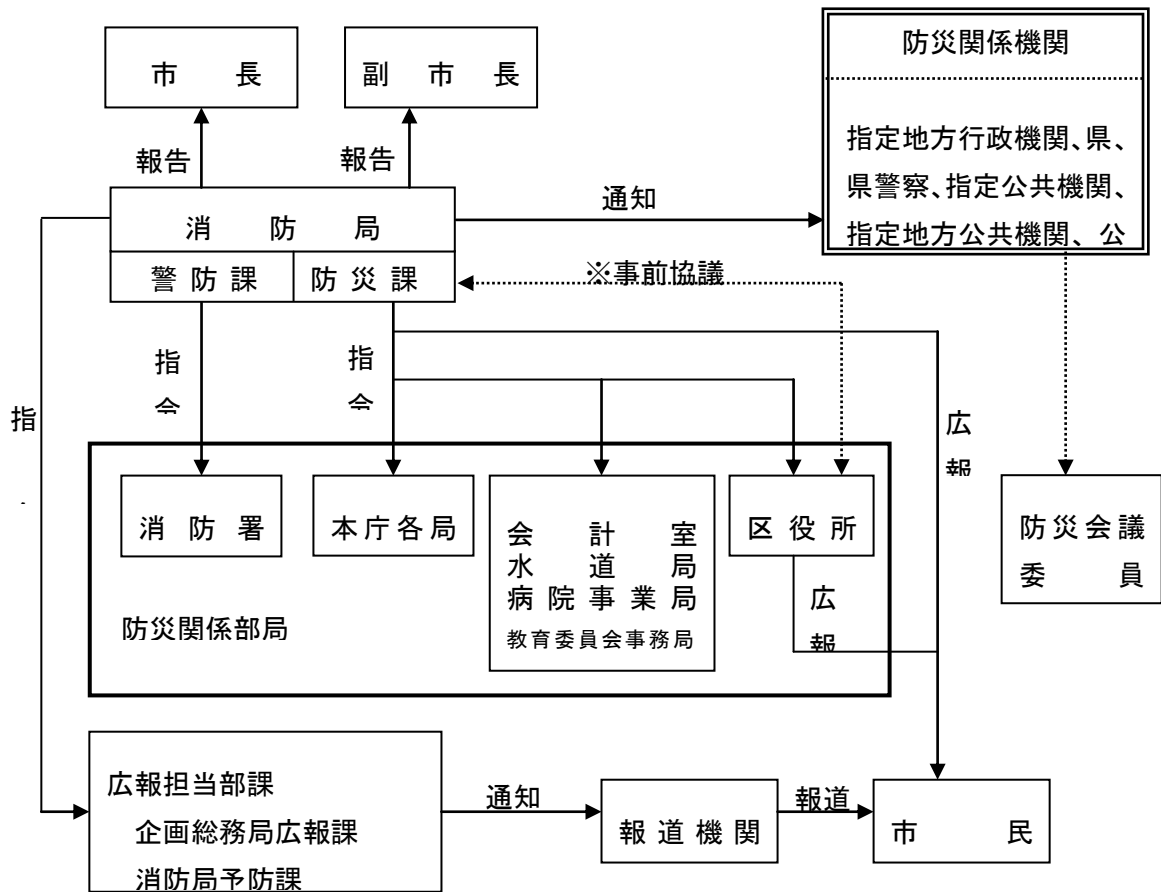
(1) 設置

消防局長は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の(2)に

定める設置基準に基づき、市災害警戒本部並びに必要と認める区に区災害警戒本部を設置する。なお、消防局長に事故があるときは、危機管理部長、防災課長の順に設置を命令する。

消防局長は、災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、防災関係機関・部局、広島市防災会議の委員に通知し、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。

災害警戒本部の設置（又は廃止）の手続き及び連絡系統



※区単位で警戒活動が必要と認めたとき。

(2) 設置基準

設置基準	<p>ア 気象台から大雨又は洪水に関して注意報が発表され、かつ、市域に大雨注意報の発表基準に相当する降雨があると予測されるとき。</p> <p>イ 気象台から高潮に関して注意報が発表され、かつ、今後も潮位の上昇が見込まれるとき。</p> <p>ウ 国土交通省と気象台が共同で太田川はん濫注意情報を発表したとき。</p> <p>エ 国土交通省からの洪水に関する情報に基づき、県から体制をとる必要がある旨の通報があったとき。</p> <p>オ 市域に震度4の地震が発生したとき。</p> <p>カ 気象庁が広島県に「津波注意」の津波注意報を発表したとき。</p> <p>キ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</p>
摘要	<p>① 下線部は、自動発令とする。</p> <p>② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>③ 広島県に「津波注意」の津波注意報の発表のみの場合は、安佐北区を除く。</p>

(2) 体制及び設置基準

災害対策本部は、災害の発生又は発生のおそれのある場合に予想される災害の規模、被害の程度に応じて、次の基準により体制を区分して設置する。

体制	設 置 基 準
第一 次 体 制	<p>ア 市域に大雨注意報の発表基準に相当する降雨があり、被害の発生が予測されるとき。</p> <p>イ 気象台から大雨又は洪水に関して警報が発表され、かつ、市域に大雨警報の発表基準に相当する降雨があると予測されるとき、又は広島地方気象台と広島県土木局砂防課が土砂災害警戒情報を発表したとき。</p> <p>ウ 気象台から高潮に関して警報が発表されたとき。</p> <p>エ 国土交通省と気象台が共同で太田川はん濫警戒情報を発表したとき。</p> <p>オ 大規模な火災・爆発等が発生し、消防機関の活動のみでは十分な応急対策ができないと市長が認めたとき。</p> <p>カ 市域において大規模な事故災害等が発生したとき。</p> <p>キ 災害救助法による救助活動又はこれに準ずる救助活動を必要とする災害が発生したとき。</p> <p>ク 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</p>
第二 次 体 制	<p>ア 災害の規模、被害の程度により、第一次体制では十分な対応ができないと市長が認めたとき。</p> <p>イ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</p>
第三 次 体 制	<p>ア 市域に震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>イ 災害の規模、被害の程度により、第二次体制では十分な対応ができないと市長が認めたとき。</p> <p>ウ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</p>
第四 次 体 制	<p>ア 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>イ 気象庁が広島県に「津波」又は「大津波」の津波警報を発表したとき。</p> <p>ウ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。</p> <p>エ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</p>
摘 要	<p>① 下線部は、自動発令とする。</p> <p>② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>③ 第4次体制発令時には、原則として平常業務は停止する。</p>

(3) 体制の伝達（自動発令の場合を除く。）

ア 勤務時間内の場合

消防局は、体制発令の内容等を各局等及び各区へ連絡する。

イ 勤務時間外の場合

(ア) 消防局は、体制発令の内容等を各局等及び各区の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

(イ) 前記(ア)の連絡を受けた者は、この計画に定める市災害対策本部及び区災害対策本部の分掌事務に従い、その旨を関係課のあらかじめ定める者に連絡する。

ウ 連絡の方法は次のいずれかによる。

(ア) 電話、防災行政無線、携帯電話等の活用

第5 職員の動員《消防局防災課、各局等、各区》

1 動員の実施

(1) 動員職員の指定

職員の動員は、災害警戒本部又は災害対策本部の各体制の発令に応じて次の基準により、各局等及び区本部の長が行う。ただし、災害の種類、規模及び程度によっては、この基準以外の部課の職員を指定して動員し、又は動員する職員を加減することができる。なお、動員にあたっては、交代制の勤務体制を組むなど、職員の健康に配慮した体制の整備に努めるものとする。

動 員 基 準

動員の時期	部 課 ※				動員場所	動員の連絡者
	防災上主要な部課 (●印の部課)	防災に特に関係のある部課 (▲印の部課)	防災に関係のある部課 (■印の部課)	その他の部課 (無印の部課)		
災害警戒本部の設置が発令された時	必要な職員				原則として勤務場所 (例外) ① 災害現地 ② あらかじめ指定された場所	原則として各部課 (自動参集の場合を除く。)
災害対策本部第一次体制が発令された時	責任ある職員及び必要な職員(2名以上)	必要な職員				
災害対策本部第二次体制が発令された時	責任ある職員及び必要な職員(3名以上)	責任ある職員及び必要な職員(3名以上)	責任ある職員及び必要な職員(3名以上)			
災害対策本部第三次体制が発令された時	全 員	全 員	責任ある職員及び必要な職員(4名以上)	責任ある職員及び必要な職員(4名以上)		
災害対策本部第四次体制が発令された時	全 員	全 員	全 員	全 員		
※ ●印、▲印、■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものをいう。						

(2) 動員名簿の作成及び職員への周知

各局等及び区本部の長は、動員の円滑を図るため、体制区分及び動員基準に応じて事前に動員名簿(様式3-2-1)を備え、平常時から職員に周知徹底を図らなければならない。人事異動、居住地の変更等により内容に変更が生じた場合も同様とする。

なお、動員名簿の作成に当たっては、迅速な初動対応を可能とするため、職位に加えて、参集時間、参集方法等を考慮し、速やかに参集できる者を優先した計画とするほか、他の局や区等から応援要請のあった場合に、迅速に対応するため、応援可能な職員を事前に把握しておくこととする。

(3) 動員名簿の報告

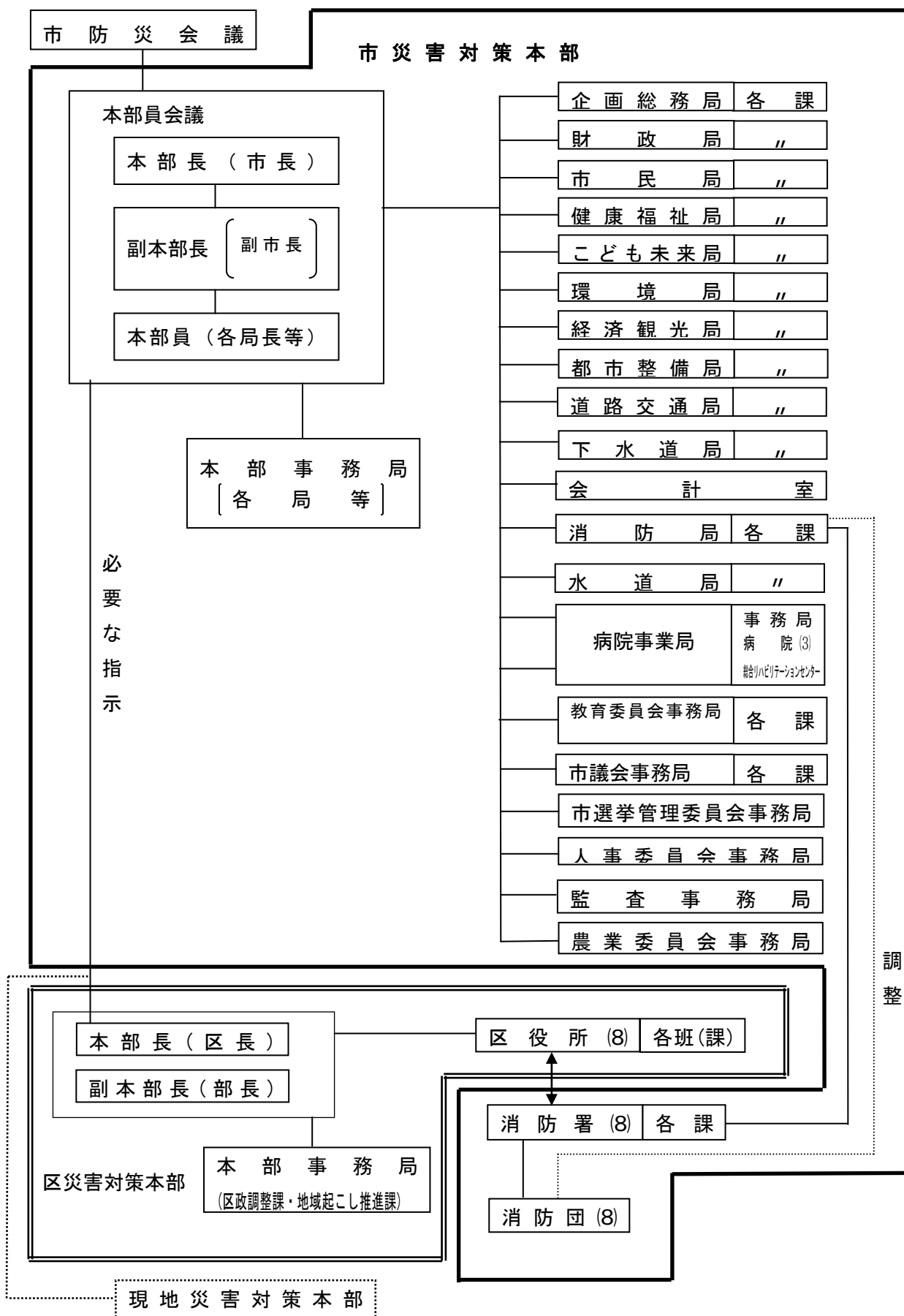
各局等及び区本部の長は、前号の動員名簿の作成又は見直しを行ったときは、消防局防災課に報告する。

2 動員の方法

(1) 勤務時間内の場合

体制発令と同時に、平常の勤務から本部体制の用務に切り替えることにより、動員し

表3-2-1 災害対策本部の組織及び指揮の概要



第3 土砂災害への対応

1 段階に応じた対応

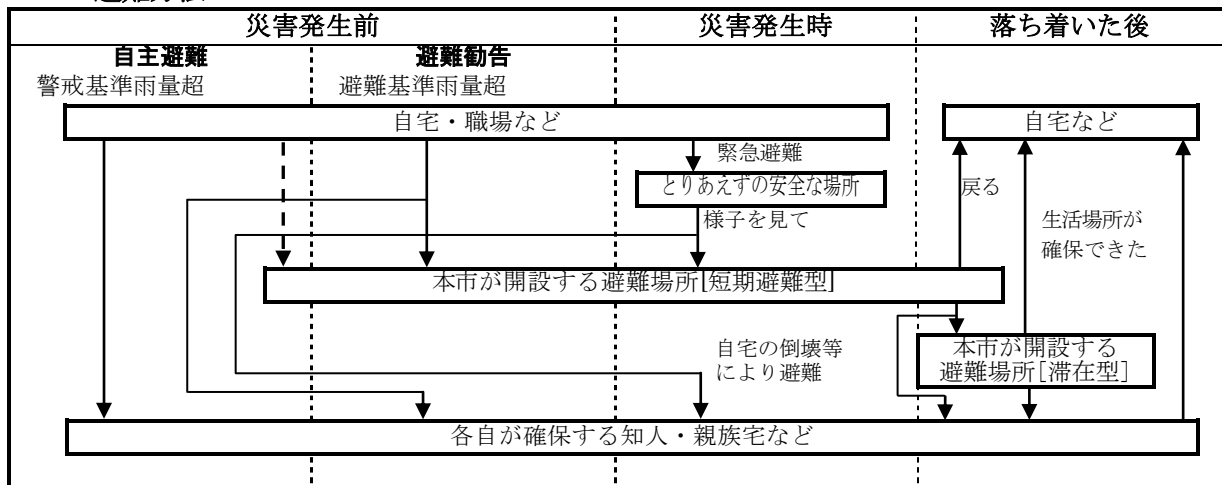
段階	状況	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 強い雨が降っている場合	気象情報の収集・把握に努める。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に気をつける。
第2段階	【注意喚起】 気象台から 大雨注意報 が発表された場合	1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等を収集・把握する。 2 土砂災害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視にあたる。 3 防災行政無線等により危険区域の住民に土砂災害に対する注意喚起を促す。	1 かけの斜面からの出水などいつもと違うところがないか周辺に気をつける。 2 テレビ・ラジオ等を通じて雨量等の情報に十分注意する。 3 避難の準備を確認する。（持つていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など）
第3段階	【自主避難】 1 気象台から 大雨警報 が発表された場合 2 警戒基準雨量を超えた場合 3 前兆現象など身の危険を感じた場合	1 防災行政無線等により、該当地域の住民に自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）を行う。 2 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視を強化する。 3 状況に応じて避難場所を開設する。	1 テレビ・ラジオ等を通じて、状況の推移を見守る。 2 災害時要援護者等特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始する。 3 かけ崩れや河川の氾濫など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。 4 あらかじめ決めておいた知人宅等に早めに自主避難する。※2
第4段階	【避難勧告】 1 避難基準雨量を超えた場合 2 広島地方気象台と広島県土木局砂防課から 土砂災害警戒情報 が発表された場合 3 巡視等によって危険であると判断した場合 4 土砂災害緊急情報が通知された場合	1 該当地域に、避難勧告を行う。※1 1 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 避難場所を開設する。	1 サイレン等が開こえたらテレビ・ラジオ等を通じて状況を確認する。 2 本市が開設した避難場所又はあらかじめ決めておいた知人宅等にすぐ避難する。※2
第5段階	【災害発生】 かけ崩れや土石流が発生した場合	1 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。 2 避難場所を開設する。	1 遠くへの移動に危険が伴う場合は、とりあえず安全な場所へ避難し、状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。※3 2 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。

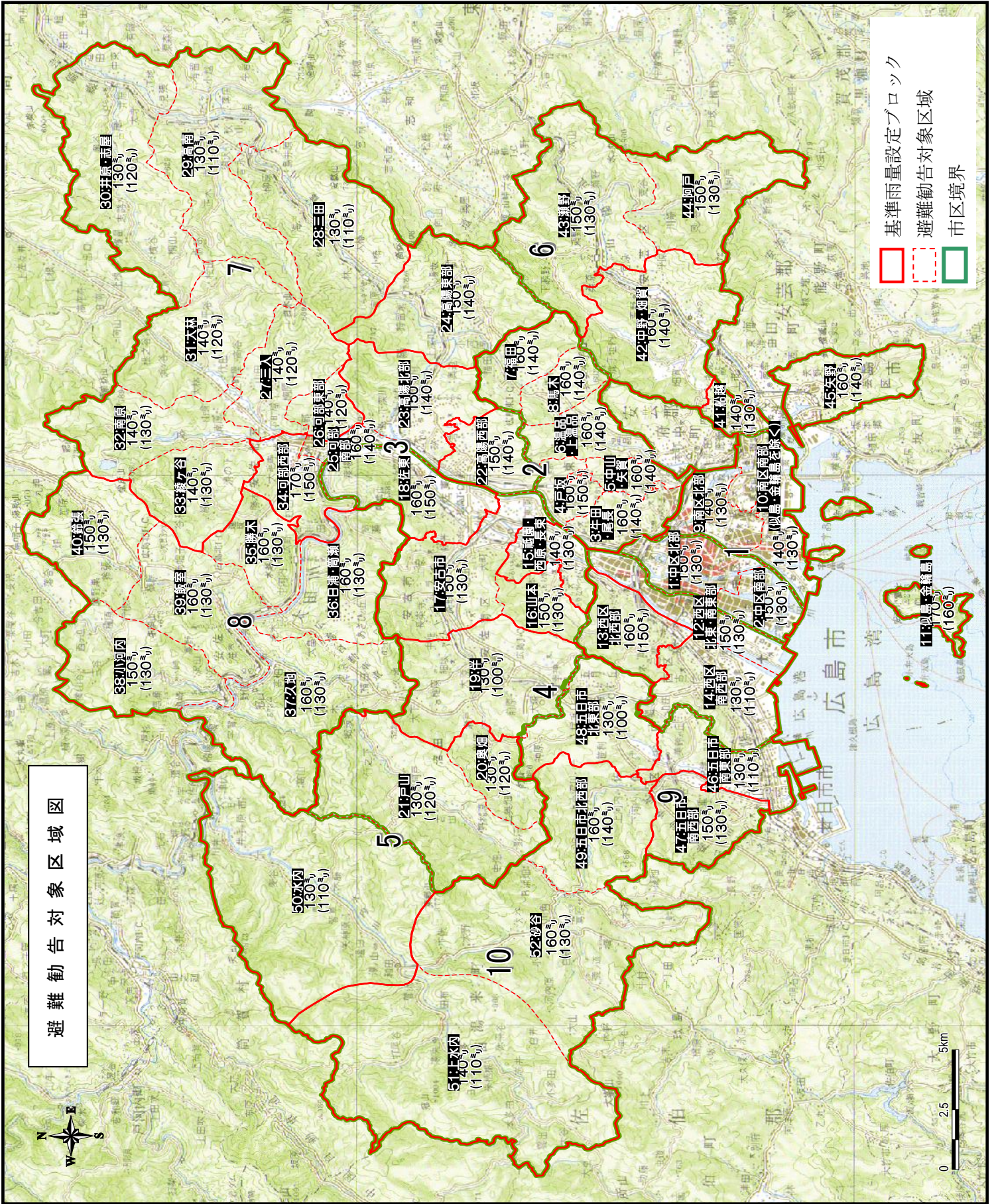
※1 避難勧告の伝達は、防災行政無線による本市からの放送のほか、広報車、戸別訪問等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレンの吹鳴を併用する。また、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送依頼する。

※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。

※3 避難できない場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側の方に移動することにより、少しでも危険性が低くなる。
なお、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害危険箇所や避難場所、避難経路等を確認しておく。

2 避難方法





3 土砂災害に対する警戒基準（自主避難）及び避難基準（避難勧告）

行政区	避難勧告 対象区域	警戒基準雨量	避難基準雨量	雨量観測所	
				所管	観測所
中区	中区北部	130mm	150mm	市	中消防署
	中区南部			県砂防	江波
東区	牛田・尾長	140mm	160mm	〃	牛田早稲田
	戸坂	150mm		〃	中山新町
	中山・矢賀	140mm		〃	〃
	温品・上温品			市	温品出張所
	福田			県砂防	福木
	馬木			〃	〃
南区	南区北部	130mm	140mm	県水防	広島建設局
	南区南部			県砂防	楠那
	似島・金輪島	160mm	170mm	市	似島消防出張所
西区	西区北東・南東部	130mm	150mm	〃	西消防署
	西区北西部	150mm	160mm	県砂防	己斐
	西区南西部	110mm	130mm	〃	井口台
安佐南区	祇園・西原・長束	130mm	140mm	市	祇園消防出張所
	山本		150mm	県砂防	祇園山本
	安古市	〃	市	上安消防出張所	
	佐東	150mm	160mm	〃	安佐南消防署
	伴	100mm	130mm	〃	沼田消防出張所
	奥畑	120mm		県砂防	奥畑
	戸山			市	戸山分団阿戸車庫
安佐北区	高陽西部	140mm	150mm	〃	口田分団矢口車庫
	高陽北部			〃	高陽消防出張所
	高陽東部			〃	狩小川分団湯坂車庫
	可部南部			160mm	県砂防
	可部東部	120mm	140mm	〃	〃
	三入	110mm	130mm	市	三入分団桐原車庫
	三田			〃	三田分団畑車庫
	高南	120mm	140mm	県砂防	白木
	井原・志屋			市	志屋分団梶名車庫
	大林	130mm	140mm	〃	大林分団大杉車庫
	南原			県砂防	堂免橋
	綾ヶ谷			市	亀山分団大畑車庫
	可部西部	150mm	170mm	〃	亀山分団亀山車庫
	勝木	130mm	160mm	〃	亀山分団亀山西車庫
	日浦・筒瀬			県砂防	日浦
	久地			市	久地分団久地車庫
	小河内			〃	小河内分団堂原河内車庫
	飯室			〃	安佐消防出張所
鈴張	〃			鈴張分団鈴張西車庫	
安芸区	船越	130mm	140mm	〃	安芸区役所
	中野・畑賀	140mm	160mm	〃	安芸区中野出張所
	瀬野	130mm	150mm	〃	瀬野分団中原車庫
	阿戸			〃	安芸区阿戸出張所
	矢野	140mm	160mm	〃	安芸区矢野出張所
佐伯区	五日市南東部	110mm	130mm	〃	佐伯消防署
	五日市南西部	130mm	150mm	県砂防	五日市観音
	五日市北東部	100mm	130mm	〃	五月が丘
	五日市北西部	140mm	160mm	〃	彩が丘
	水内	110mm	130mm	市	水内分団堂原車庫
	上水内			県砂防	菅沢
砂谷	130mm	160mm	〃	杉並台	

(注) 基準雨量は、実効雨量（72時間半減期）である。